

# 第35回法人会全国大会

## 鳥取大会

第三十五回法人会全国大会（主催…（公財）全国法人会連合会）が、十月十一日（木）鳥取市の「とりぎん文化会館」で開催され、全国から約二、〇〇〇名が参加しました。第一部では「大山どりの奇跡」と題して島原道範氏（榎大山どり代表取締役）の記念講演が行われました。現在ではブランド化された大山どりですが、実はプロイラーで成育期間を短縮することにより、安定した供給を実現することが可能となったとの裏話が披露されました。



藤井健志国税庁長官

第二部の大会式典では、（一社）鳥取県法人会連合会藤本英興会長が開会の辞、主催者を代表して（公財）全国法人会総連合小林栄三会長が挨拶し、藤井健志国税庁長官、平井伸治鳥取県知事らが来賓の祝辞を述べられました。次に、会員増強表彰等の授章式を経て、九月の全法連理事会で決議された平成三十一年度税制改正に関する提言の報告が行われ、平成三十一年度税制改正スローガンとして以下四つを発表し、税目別の具体的な課題としては、法人税、所得税、相続税・贈与税、地方税関係などの税・財政改革のあり方や抜本的な見直しを要望しました。また、消費税率十%引き上げと同時に導入される軽減税率については、事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率十%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明し、軽減税率の拡充を求めました。（平成三十一年度税制改正に関する提言についての詳しい要望事項は山形法人会ホームページ「法人会の税制提言」をご覧ください）

続いて、昨年の全国青年の集いに

### 【平成31年度税制改正スローガン】

- 財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を!
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を!
- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!
- 中小企業は雇用の担い手。事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要!

おける発表で最優秀賞を受賞した直方法人会青年部会（福岡）による租税教育活動の事例発表が行われました。希望を繋ぐ租税教育の再現に、会場内が感動に包まれるなか、最後に「平成三十一年度税制改正に関する提言」の実現を強く求める大会宣言が朗読され、第二部が締めくくられました。

第三部の懇親会では、郷土料理や西日本の中では有数の雪国ならではの美味しい地酒が振舞われ、鳥取の秋の味覚に舌鼓を打ちながら、会員交流、情報交換が盛んに行われ、来年の三重大会での再会を約して大会の幕を閉じました。





AIG損保presents 「賢者の名言」

エフエム山形 月～金 AM5:25～5:30

### 法人会「賢者の名言」がエフエム山形で10月から放送開始

福利厚生制度受託会社のAIG損保が提供するラジオ番組「賢者の名言」が10月よりエフエム山形で放送が開始しました。月～金の朝5:25～5:30の5分間で、経営者の皆様が一日の準備を始める早朝の時間帯に、「朝礼で話したくなる」「営業で話したくなる」名言を毎朝一つずつ紹介する番組です。偉大なる先人が残した古今東西の名言のほか、山形法人会会員企業が日替わりで、法人会の取り組みや自社の魅力をPRしています。ぜひ、お聞きください！

【10月出演者】(株)山形IS 代表取締役会長 長岡恭子氏、(株)ナイガイ 代表取締役社長 米本 泰氏 ほか

11月～12月のラジオ出演者募集中！(詳しくは(公社)山形法人会事務局023-632-7852まで)

## 出会いふれ Party 2018

マジ  
～本気婚 これが最後の婚活Party(にしませんか?)



MC赤塚 弘行氏

軽快なトークで会場は大盛り上がり！

カップリング

6組

開催日	平成30年9月21日
開催時間	19:00～
開催場所	ホテルメトロポリタン山形
主催	山形法人会 青年部会

男性31名×女性32名でスタートした婚活Party。企画・運営をつとめた青年部会のメンバーが参加者を全力でサポートし、トークタイムは初対面とは思えないくらい盛りあがってました♪なんと6組がカップリング♡おめでとうございます！



「ダイバーシティ ~Diversity~」とは、「多様性」という意味であり、性別、年齢、人種、文化、宗教、国籍、言語、障がいの有る無しなどを、個性や価値観の違いと捉え、包摂する「インクルージョン」の理念が基礎となります。

地域に根ざしたケーブルテレビをベースとしながら、インターネットサービスやSNS、映画、スポーツ、音楽などを通じて山形から全国、世界へと情報を発信してまいります。

お問合せ 株式会社ダイバーシティメディア(旧株式会社ケーブルテレビ山形) 〒990-0025 山形県山形市あこや町1-2-4 TEL 023-624-5000 FAX 023-624-5100



# 外国人留学生のアルバイト給与の源泉徴収

～ 経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 舟田 浩幸

**リサ** この度、外国人留学生をアルバイトで雇用することになりました。留学生のアルバイト給与はどのように源泉徴収すればよいのでしょうか。

**サキ先生** 外国人留学生が、所得税法上の居住者に該当するか、非居住者に該当するかによって異なります。

**リサ** 居住者と非居住者はどのように区分したらよいのですか。

**サキ先生** 外国人留学生の場合は、学業の習得のために日本に継続して居住することが必要な期間が1年以上であれば居住者、1年未満であれば非居住者になります。

**リサ** 居住者と非居住者では、源泉徴収の方法はどう違うのですか。

**サキ先生** 居住者の場合は、日本人従業員と同様「給与所得の源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収します。非居住者の場合は、20.42%の税率で所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。

**リサ** どの国からの留学生でも同じですか。

**サキ先生** 日本は多くの国と租税条約を締結しています。留学生の国によっては、日本との租税条約の規定によってアルバイト給与が免税になる場合もあります。この場合は留学生が入国の日以後最初にアルバイト給与の支払いを受ける日の前日までに、「租税条約に関する届出書」に在学証明書を添付し、給与の支払者を経由して給与の支払者の所轄税務署長に提出すれば源泉徴収の必要はありません。例えば、中国との租税条約では、アルバイト収入が生活費や学費程度であれば免税ですし、韓国との租税条約では、金額、年数の上限はありますが免税です。免税となる条件のある租税条約や、免税とならない租税条約も多くありますので、適用となる国との租税条約の規定を確認する必要があります。

なお、租税条約が適用できる留学生は、学校教育法第1条に規定する学校の学生ですので、日本語学校等の場合は租税条約の免税の適用ができませんので注意が必要です。

**リサ** 「租税条約に関する届出書」の提出ができなかった場合はどうすればよいですか。

**サキ先生** 「租税条約に関する届出書」の提出がない場合は租税条約の適用ができませんので源泉徴収する必要があります。ただし、留学生が、後日、在学証明書を添付した「租税条約に関する届出書」とともに「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書」を給与の支払者を経由して給与の支払者の所轄税務署長に提出すれば、納付済の税額の還付を受けることができます。

舟田 浩幸（ふなだ・ひろゆき）

## 筆者紹介

東京国税局 調査第一部 外国法人調査第3部門 主査、同局調査第四部国際税務専門官（移転価格担当）、渋谷税務署 国際税務専門官（所得税担当）、芝税務署 国際税務専門官（源泉所得税担当）などを経て、平成28年8月神奈川県横浜市鶴見区で税理士登録。

Panasonic



パナソニック太陽光発電システム  
発電量トップクラス。<sup>\*1</sup>

\*1 国内住宅用太陽光発電システム実用において。当社調べ。太陽光発電システム容量1kWあたりの年間推定発電量1,188kWh/kW  
[大阪市、HIT233/HIT240/HIT240α/HIT245α、パワーコンディショナVBPC255A4:96%(330V時)の場合。]  
2013年6月現在。一般社団法人 太陽光発電協会基準「年間推定発電量計算式」に基づく。

発電量トップクラスだから  
小さな屋根でも、たっぷり発電。

山形パナソニック株式会社

本社 / 〒990-2401 山形市平清水1-1-75 ☎(023)622-5402 FAX(023)625-7443

## 9月～12月は法人会の会員増強月間です！ 仲間を増やしましょう

### 山形法人会は、税に関する活動で 企業や社会に貢献します！

山形法人会は山形県から認定を受けた全国組織の公益社団法人であり、税の活動を中心に企業の発展を支援しています。「税の知識が身につく」「人脈が広がる」「地域社会に貢献できる」などのメリットがあります。



#### 税の提言活動

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。法人会の提言活動は、法人税率の引き下げなど、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

#### 税と経営の研修

税務署の講師や税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会など様々な研修会を開催しています。その他、各種セミナーや会員交流会などで、あらゆる業種の経営者と知り合うことができ、新しい仕事のつながりができる絶好のチャンスとなります。



山形法人会

#### 税の啓発活動

女性部会が主体となり、小学生を対象に税をテーマにした絵はがきコンクール等を実施し、税の普及・啓発活動に取り組んでいます。また、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、法人会自主点検チェックシートの活用を推奨しています。

#### 租税教育活動

次代を担う児童・生徒の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、法人会役員・青年部会員が「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育を展開しています。

詳しくはwebをご覧ください。 <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/yamagata/admission/>

(入会のお申込み・お問合せ先)

(公社) 山形法人会事務局 TEL: 023-632-7852 FAX: 023-632-5787 E-mail: yamagaho@yamagata-hojinkai.or.jp

## 世界にひとつだけ！ オリジナルラベルの お酒を贈りませんか？

### 選べるお酒 × オリジナルデザイン

- ご結婚祝い ご長寿祝い ご誕生内祝い 各種記念日  
父・母の日 ご退職 バレンタイン・ホワイトデー etc...



詳しくは

## 日本酒・焼酎 ワインなど 山形の地酒を 取り揃えています。

株式会社 大風印刷  
〒990-2338 山形市蔵王松ヶ丘1-2-6  
Tel. 023-689-1111





**老後はいつたいいくら必要なのですか？**

十一月になりました。今年も早いものであと二ヶ月を切っています。本当に月日が経つのが早いです。この前までは三五度以上の暑さが連日続いていたと思いきや、あと一ヶ月もすれば雪が降ってきます。

さて、こんなニュースがありました。ある生命保険会社が敬老の日になみなみインターネットで調査をしたところ「老後の生活費は月二七万円が必要」という回答結果が出たようです。

**老後に必要なお金は毎月二七万円？**

〈定年退職後に夫婦でゆとりを持って暮らすのに必要な生活費は平均で月二七万六千円だった。年代別では六〇代が三〇万一千円で最高だった。担当者は「若いうちに老後の資金対策を取ることが重要だ」としている。八月にインターネットで七、四七三人の契約者を対象に調査した。三〇代は二六万五千円、四〇代は二六万四千円、五〇代は二七万九千円だった。〉

もちろん、この数字が全ての方に当てはまるとは限りませんが、実際は個別に算出してみないとわかりません。仮に平均の通り二七万円必要だとします。そして、受け取れる年金額を二〇万円(※)とします。

年金額(月額)ー生活費(月額)  
 〓毎月不足すると想定される金額  
 具体的な数字を入れてみると  
 二〇万円(年金月額)ー二七万円  
 (老後の月額生活費)  
 〓△七万円

※年金月額「ねんきんネット」で簡易(毎月不足するだろ)金額

単に試算できません。もちろん年金月額は人によって異なります。

△七万円×十二ヶ月×二五年間(六五歳から九〇歳まで)〓△一、一〇〇万円  
 となります。今回は単純計算なので退職金や預貯金等を考慮していません。人によっては退職金や預貯金も考慮する必要があります。そうすると数字も変わってきます。

その足りなくなる部分をどんな方法で補うかは「預貯金、保険、投資」で埋めるかがクローズアップされますが、実際に何を埋めるかは「どれぐらい受け取れるか、埋めるために何を必要(金融商品)があるのか」と根拠を明確にしないことには決められません。商品から先に決めると不安を解消するはずが、逆に不安を増大させる可能性もありますので、この順序は絶対に守ってください！

**こんなイベントがあります！**

宣伝になってしまいますが、十一月二十二日(木)に山形市で金融庁主催の「つみたてNISA Meeting(つみっぴ)というセミナーを開催することになりました。私が発起人となって金融庁に要請し、この度山形での初開催となりました。

**つみっぴ in 山形**

日時：十一月二十二日(木)  
 午後七時～八時三十分  
 (午後六時四十五分頃受付開始)  
 場所：山形テルサ研修室B  
 参加費：無料  
 内容：「つみたてNISA」や「個人型確定拠出年金(イデコ)」をはじめとする資産形成に関するト

ピックスについて、みんなまでなぶセミナーです。  
 参加方法：十一月十九日(月)まで参加申込必須。大場までご連絡ください。〇九〇―二〇二八―六二九九(大場直通)

※駐車場等は各自でお願い申し上げます。

※セミナーの後、懇親会(一人三、〇〇〇円)〓四、〇〇〇円程度もご用意しております。様々な方とお会いして情報交換をすることで、お金に関する生の情報を得られる大変有意義な機会となります。

また、金融業界(証券会社、保険会社、銀行など金融機関)でお勤めの方も是非知識や情報を深めるためには是非参加下さい。  
 詳しくはこちら  
<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/opinion/index.html>

当セミナーは、金融庁が主催です。無料かつ商品販売等のバイアスが一切かかっていないセミナーになります。今、そして将来の資産形成にもお役に立てる情報です。  
 私はこのコラムやイベント、活動を通して山形の方々のお金に関する知識や情報力をワンランクもツーランクもアップするサポートができればと考えております！

**プロフィール**

ファイナンシャルサポーター  
 大場 脩  
 山形をベースに活動しているFP(ファイナンシャルプランナー)。  
 日本大学商学部、荘

内銀行、現在に至る。  
 「専門用語を使わずにわかりやすく教えてくれる」と好評を得るFP。  
 趣味はスポーツ観戦、マラソン、料理  
 犬、一人旅。  
 『ファイナンシャルサポーター』で検索！

**鈴乃木会計事務所 × ファイナンシャルサポーター**  
 地元 Accounting 地元 Consulting 山形法人会コラム連載中！

関与先の良き 相談相手 税理士 鈴木僚

税金とファイナンシャルプランナーのシン・コラボレーション！ 法人から家計までトータルサポート！

法人 事業主 × 個人 家族 FP 大場脩

財務・税務・相続・事業承継・開業・法人成り 資産形成・教育資金・保険見直し・家計改善

まずはお気軽にお問い合わせください！詳細はWEBへ！ 鈴乃木会計 ファイナンシャルサポーター 検索

リレー通信  
ほうじんの家文庫



AIG損害  
保険株式会社  
は、今年二〇  
一八年一月一  
日にAIGU損  
害保険と富士  
火災海上保険

が合併してできた会社である。現在、山形県内には山形支店、米沢支店、庄内支店（酒田市）の三つの支店がある。山形市の文翔館前のビル三階にある山形支店に、池田文彦支店長を訪ねた。

「私は二〇一五年四月に仙台支店からAIGU山形支店長になり、合併後AIGの支店長になりました。山形は災害に対する危機感が薄いという印象です。地震が起らないという可能性はないので、その辺のリスクをもっと山形の中小企業様に知って頂くことが私達の務めだと考えています」

そこで全国的に注目されているのが企業分野の火災保険の内の地震保険。災害のために会社が損害を受けて利益を出せず、社員の給料も払えなくなる場合がある。そんなあるはずだった利益を保障するのが利益保険で地震保険として、今後もっと主力商品として力を加えていくという。企業が加入している労災保険の上乗せの役割を果たす保険がある。現在、AIG損保では一番の主力商品



「中小企業様では裁判等で決まった多額の賠償金を自前で準備するのは大変なことです。そこをリスクマネジメントするのが私達の仕事になります。企業さんをお守りするのが私達の仕事です」  
グローバル経営には「ワールドリスク」という保険がある。日本国内に本社があつて海外へこれから支店を出す時に対応できる賠償保険で、海外進出後に生じた対人・対物の賠償事故をカバーするもので、海外でも賠償責任を果たすことができる商品である。  
経営者に対しては「経営者大型総合保障制度」がある。生命保険と損害保険がセットになっている商品で、経営者がケガや病気に罹ったりした時に手当てすることができ、高度障害状態以外のケガによる後遺障害も対象としている。  
法人会の会員向けには「ビジネス

ガイド」がある。ビジネスガイドには様々な商品があるが、最近注目されているのは企業で加入する医療保険とのこと。福利厚生制度として導入している企業が増えているという。「労働意欲の向上や同業との差別化で優秀な社員の獲得にもつながります。ぜひ福利厚生のプログラムに加えてほしいですね」  
経営理念には三つある。「アクティブケア」と呼びシンプルで分かりやすくお客様に伝えること。「二つ目は、万一の時だけでなく事故や損害を未然に防ぐよう「リスク情報を事前に」しっかりと伝えて支援すること。そして三つ目が「AIGならではの先進性」で、市場に関する深い知見を活かして価値のある保険会社を目指そうということ。「二つ目が最も力を入れていきます。保険ってシンプルながらも実はそうでなくて、特約もたくさんあつてわかりにくいですよ。ですから今後はもっと分かりやすくしていくことが大事になってきていると思います。私達は保険だけを売るのでではなく、お客様の気づかないリスクを情報としてお知らせし気づいて頂く、そういう会社になっていきたいと思っています」  
「二期一会、やればできる」が池田支店長のモットー。山形へ来て四年目の手応えという。次号では栗栗野エンタープライズ代表取締役 栗野 修也さんを訪ねます。

今月は、池田 文彦さん [AIG損害保険株式会社 山形支店 支店長] 次号は、栗野 修也さん [株式会社栗野エンタープライズ 代表取締役]

吟醸生酒  
男山 醸造元  
男山酒造株式会社  
山形市八日町二丁目四の十三  
大吟醸  
壺天  
こてん





法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は  
昭和46年に発足し、  
会員のみならずと共に歩んでまいりました。  
これからも会員のみならずを  
お守りしてまいります。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

山形支社/山形県山形市諏訪町1-1-1  
TEL 023-641-2852

**AIG** AIG損害保険株式会社

山形支店/山形県山形市七日町3-5-20  
(富士火災山形ビル3F) TEL 023-622-4322

消費税の期限内  
納付を忘れずに。



# 消費税期限内納付 推進運動実施中!

消費税には  
申告・納付期限<sup>(※1)</sup>  
があります。

申告・納付には  
e-Taxが  
利用できます。

個人事業者の方  
は振替納税も  
利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※2)</sup>。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※3)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 <sup>(※3)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※4)</sup>

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。  
 ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。  
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。  
 ※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

**法人会**



発行 公益社団法人山形法人会 編集 広報委員会

〒990-0031 山形市十日町1-2-30 D'グラフオート十日町タワー203 TEL 023-632-7852(代) FAX 023-632-5787